

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	健康増進関係事業事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安来市は、健康増進関係事業事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

島根県安来市長

公表日

令和5年8月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	健康増進関係事業事務	
②事務の概要	健康増進法の規定にはかり、成人検診情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ・健康増進法による健康増進事業の実施対象者把握 ※対象となる検診…健康増進法施行規則第四条の二に定める次の検診 胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診	
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
検診対象者ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一項番76	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(個人情報の提供の制限) (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二項番102の2 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二項番102の2	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康福祉部いきいき健康課	
②所属長の役職名	課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	総務部総務課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3017	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	健康福祉部いきいき健康課 島根県安来市広瀬町広瀬1930番地1 0854-23-3220	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月2日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月2日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月14日	II 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
平成28年10月14日	II 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
平成30年4月20日	I 5.評価実施機関における担当部署②所属長	いきいき健康課 竹内妙子	いきいき健康課 原香代子	事後	
平成30年4月20日	II 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年4月20日	II 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日	平成30年4月1日	事後	
令和1年6月10日	I 5.評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	いきいき健康課 原香代子	課長	事後	
令和1年6月10日	II 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年3月31日	事後	
令和1年6月10日	II 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年3月31日	事後	
令和1年6月10日	I 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒692-8686 島根県安来市安来町878番地2 総務部総務課 電話:0854-23-3015	総務部総務課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3017	事後	
令和1年6月10日	I 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒692-0404 島根県安来市広瀬町広瀬1930番地1 健康福祉部いきいき健康課 電話:0854-23-3220	健康福祉部いきいき健康課 島根県安来市広瀬町広瀬1930番地1 0854-23-3220	事後	
令和2年6月5日	II 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年3月31日	事後	
令和2年6月5日	II 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年3月31日	事後	
令和4年3月10日	II 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日	令和3年3月31日	事前	
令和4年3月10日	II 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月31日	令和3年3月31日	事前	
令和4年3月10日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	健康増進法の規定にはかり、成人検診情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①健康増進法による健康増進事業の実施対象者把握	健康増進法の規定にはかり、成人検診情報の管理、統計報告資料の作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ・健康増進法による健康増進事業の実施対象者把握 ※対象となる検診…健康増進法施行規則第四条の二に定める次の検診 胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肝炎ウイルス検診	事前	
令和4年3月10日	I 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一の第76項 ならびに内閣府・総務省令第54条	番号法第9条第1項、別表第一の第76項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条	事前	
令和4年3月10日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月10日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠		【情報照会・提供】 番号法第19条第1項第8号 別表第二の102の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条	事前	
令和5年8月15日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和5年8月15日	I 2.特定個人情報ファイル名	健診対象者ファイル 宛名情報ファイル	検診対象者ファイル	事後	
令和5年8月15日	I 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一の第76項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条	番号法第9条第1項別表第一項番76	事後	
令和5年8月15日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報照会・提供】 番号法第19条第1項第8号 別表第二の102の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条	・番号法第19条第8号（個人情報の提供の制限） （別表第二における情報照会の根拠） ・別表第二項番102の2 （別表第二における情報提供の根拠） ・別表第二項番102の2	事後	
令和5年8月15日	II 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日	令和5年6月2日	事前	
令和5年8月15日	II 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月31日	令和5年6月2日	事前	